

令和5年度 プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業 公募要領

令和5年6月
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

1. 事業の目的

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

そのような中で、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラ法」という。）が成立し、令和4年4月に施行されました。プラ法は、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められているところです。また、プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者（以下「製造事業者等」という。）が、地方公共団体と連携を図りつつ積極的に自主回収・リサイクルを実施することとされています。

本事業ではこのような背景を踏まえ、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル、若しくは地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的とします。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」（以下「事務局」という。）が実施します。

2. 対象事業

対象事業は、下記（1）（2）のいずれかに該当するプラスチック資源の分別収集・リサイクルの取組とします。（1）（2）の両方を含めた取組として提案することも可能です。

また、本事業は、その実施を通じて、プラスチック資源循環のより効率的・効果的な実施に資するものであることとし、事業の有効性、資源循環の高度化・拡大への寄与、エネルギー・温室効果ガス排出量の削減の効果等を検証するとともに、社会実装及び他地域への波及を想定した場合の課題等を検証するものであることとします。

- （1）市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル
市区町村がプラ法の関連規定に基づき実施するプラスチック使用製品廃棄物

の分別収集・リサイクルに必要な措置に係る実証、調査、検討。具体的には、以下のような内容を想定しています。

- ・ プラスチック製の容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の一括回収に係る実証（収集運搬、選別、リサイクル等を含む。）
- ・ 市区町村とリサイクル事業者が分別収集・リサイクルを効率的に実施するための調査・検討（分別収集物のリサイクル可能性の調査等を含む。）
- ・ 上記の分別収集・リサイクルを行う上での異物混入対策の検討

（２）地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクル

製造事業者等がプラ法の関連規定に基づき実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルについて、都道府県・市区町村と製造事業者等との連携に係る実証、調査、検討。具体的には、以下のような内容を想定しています。

- ・ 地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施するプラスチック資源循環の回収ルート of 拡充の検討・実証（回収、選別、リサイクル等を含む。）
- ・ 住民に対する適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知のための調査・検討
- ・ 上記の自主回収・リサイクルを行う上での異物混入対策の検討

（抜粋）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

第6条（地方公共団体の責務）

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第32条（再商品化の委託）

市町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人に委託することができる。

第33条（再商品化計画の認定）

市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第39条（自主回収・再資源化計画の認定）

自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品（当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。）が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、2（1）（2）のいずれかに該当する取組を実施する市区町村（一部事務組合、複数市区町村による応募も可能）又は都道府県（2（1）については、管轄内の複数市区町村が共同で実施する場合に限る。）とします。

4. 本先進的モデル形成支援事業での支援内容

本事業に採択された提案者には、プラ法に則したプラスチック資源の分別収集・リサイクルの実施に向けた円滑な実施を支援するため、現状の検討状況やニーズを踏まえ、必要な支援を実施します。提案者は、現状把握のための実証事業実施の必要性やプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた実施のための情報収集の必要性、検討している先進的モデルの実装に向けた必要な取組などを検討し、以下の支援内容（1）～（10）のうち、希望する支援内容を選択し（1～5種類程度を想定）、要望する支援内容を申請書に記載してください。なお、（1）～（10）に当てはまらない支援内容については、（11）を選択し、要望する支援内容を申請書に記載してください。但し、本事業で実施することの意義、内容及び業務量、予算額によって本事業での支援可能性を検討しますので、支援できない可能性があることについてあらかじめご留意ください。

【支援内容】

（1）簡易分析

本分析では、提案者から提供いただくデータを最小限とし、不足するデータ（※）は仮定値を用いて、移行に伴う環境性・経済性を試算するものとなっております。効果検証を行いたいものの必要なデータが揃っていない提案者や揃えるリソースがない提案者、実証を行わず現行の処理プロセスに関する既存のデータをもとに移行に伴う環境性・経済性を試算したい提案者を支援するものとなっております。

（※）具体的なデータについては、（2）の効果検証部分に記載されているデータ例になります。

（2）効果検証

本分析では、現行の処理プロセスに関する既存のデータ及び本モデル事業を活用した組成調査・再商品化実証等で得られたデータ等をもとに移行に伴う環境性・経済性を試算します。本項目を選択する場合、提案者から試算に必要なデータを全て、若しくはその大部分を提供頂く必要があります。なお、提案者から提供いただく必要があるデータの例としては、収集運搬・輸

送に係る費用や距離、選別等の中間処理に係る費用、選別等の中間処理に関わる残渣率、再商品化費用、再商品化残渣率、残渣の処分方法等が挙げられます。

(3) 合理化検討

想定される合理化の課題に対して、本支援を通じて実際に複数の市区町村の共同を想定して一括回収及び再商品化等の実証を行い、情報収集することによって、課題の検証と処理プロセスの合理化に向けた検討を行います。

(4) 再商品化支援

本モデル事業を活用した実証事業により回収された収集物、又は、既に収集を実施している場合にて回収された収集物の再商品化（マテリアルリサイクル等）を支援します。

本支援を希望される場合、申請段階で選別保管事業者、再商品化事業者を選定いただいた上で申請する必要があります。

また再商品化事業者からは再商品化を実施した結果に関するデータ（再商品化費用、再商品化残渣率、再商品化商品の品質、再商品化にあたっての課題、再商品化の様子がわかる写真等）の提供が必要となります。

(5) 収集したプラスチック資源の開袋・組成分析サンプル調査

本モデル事業を活用した実証事業により回収された収集物、又は、既に収集を実施している場合にて回収された収集物の開袋・組成分析のサンプル調査を実施し、分析結果のデータを提供します。本支援を希望される場合、事前に調査方法（サンプリングの方法、調査時期、分析内容等）について事務局及び事務局から委託を受けた調査実施事業者と協議を行います。提案者には調査実施時の保管施設での開袋スペースの提供などに協力いただく場合があります。調査するサンプルは最大3サンプル（一括回収物、可燃物、ベール品質等）としますが、事務局と調整の上、決定いたします。

なお、調査実施事業者は原則事務局の指定の事業者となりますのでご注意ください。

(6) 事例調査

モデル形成を検討するにあたって有用な情報として関連する技術や優良な取組事例の調査を実施します。調査件数については、3～5事例程度とします。

(7) ヒアリング調査

モデル形成を検討するにあたって有識者や関連する事業者へのヒアリングを実施します。ヒアリング件数については、3件程度とします。

(8) アンケート調査

地域の住民を対象としたアンケート調査を希望する場合、アンケートの設計及び集計結果の分析を行います。

なお、アンケートはWebにて実施することを想定しておりますが、紙での実施を希望される場合、印刷・送付・集計は提案者が行っていただくことが基本となり、費用も提案者負担となる点にご留意ください。

(9) 住民説明資料準備

実証事業を実施する地域の住民への実証事業の説明の際に使用する説明資料のフォーマットや想定問答を提供いたします。

(10) 周知チラシフォーマット提供

実証事業を実施する地域の住民への実証事業の周知の際に使用するチラシについて、フォーマットを提供いたします。

(11) その他

上記の支援内容に記載のない支援をご希望される場合、申請書にご記載ください。

なお、支援の可否については、事務局と調整の上、決定いたします。

以下に、支援のモデルケース及びモデルケースに応じた支援メニューの選択例を示します。但し、以下の内容はあくまで例示であり、提案者の状況や希望する支援内容に応じて適宜申請をしてください。

表 1 支援のモデルケース

モデル ケース	想定される市区町村等（例）	得られる成果（例）
スタート アップ	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで分別回収を実施していない市区町村やこれから一括回収の実施を考えたい市区町村、現状のプラスチック排出量等が把握できていない市区町村 ・移行モデルの検討を始めたいと考えているが、何から手を付けたら良いかわからない市区町村 ・移行モデルを考えたいが、担当者不足や予算確保が未定であり、まずは概算を検討して、次年度以降での本格導入に向けた検討情報が欲しい市区町村等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のプラスチック排出量の把握 ・移行モデルの概算効果の把握 ・移行に対する住民の意見の把握 ・他市区町村等の事例や取組情報の把握等
高度 分析	<ul style="list-style-type: none"> ・既に分別回収を行っており、現状のプラスチック排出量等は把握し、一括回収等の移行モデルの検討を本格的に進めたい市区町村 ・分別回収は現状実施していないが、現状のプラスチック排出量等は把握しており、かつ再商品化事業者等と協議を進めており、移行モデルへの検討を進めている市区町村等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括回収での回収物の内訳や状態の把握 ・自治体の実態を踏まえたシナリオ別の移行モデルの効果の把握 ・再商品化について、容リプラのみの場合と比較した際のコストやリサイクル率への影響の把握等
合理化 検討	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の市区町村が共同で、一括回収及び再商品化等を行うことによる、処理プロセスの効率化（合理化）を検討したい市区町村等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括回収での回収物の内訳や状態の把握 ・複数市区町村が共同で処理を行った際の効果の把握 ・再商品化による、容リプラのみと比較した際のコストやリサイクル率への影響の把握等
自主回収	<ul style="list-style-type: none"> ・製造事業者等と連携し、使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る実証を実施したい地方公共団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主回収での回収物の内訳や状態の把握 ・製造事業者等の自主回収ルートを活用した場合のモデルの効果の把握 ・現状のリサイクル手法と比較した際のコストやリサイクル率への影響の把握等

※●：希望する支援メニュー

支援メニュー	モデルケース（1～5種類程度を想定）			
	スタートアップ	高度分析	合理化検討	自主回収
(1) 簡易分析	●			
(2) 効果検証		●	●	●
(3) 合理化検討			●	
(4) 再商品化支援		●	●	
(5) 組成調査	●	●	●	●
(6) 事例調査	●			●
(7) ヒアリング調査				
(8) アンケート調査	●	●		●
(9) 住民説明資料準備				
(10) 周知チラシフォーマット提供		●	●	
(11) その他の希望する支援				

※上記の支援メニューはあくまで一例のため、申請自治体の状況に応じて申請をしてください。ただし、1件当たりの予算額は、公募要領に記載の通りです。

図 1 モデルケースに応じた支援メニューの選択例

【費用】

本事業における支援については、1件あたり総額350万円～600万円（事務局による検討等による人件費を含む。）を想定します。事業費（再商品化費用等）の支援を希望される場合は、根拠となる概算見積書の提出も併せてお願いします。

また、本支援により支払いが発生する費用等については、事務局より各事業者あてに委託、支払を行うため、原則、提案者において費用の徴収及び支払事務は発生せず、事務局から提案者への支払いもないものとします。但し、支援に含まれない範囲に関する事業費等は提案者が委託、支払いを行う必要がありますのでご注意ください。

なお、以下に対象外とする費用の例を記載します。

- ・ 実証に伴うゴミ袋費や周知チラシ、住民アンケート等の印刷物の印刷費、回収用のボックス等の消耗品費
- ・ 周知チラシのデザイン費用

※各支援メニューにおいて事前の相談等が必要な場合、原則オンライン会議又は電話等のリモートでの実施とします。

5. 事業実施期間

事業採択後、令和6年2月29日（木）までに実施するものとします。

6. 選考

(1) 選考方法

申請書をもとに書類審査を行います。必要に応じて提案者へヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。但し、申請内容や他の市区町村や地方公共団体からの申請次第では、支援内容を調整頂く可能性がある点にご留意ください。

(2) 選考基準

プラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた制度への移行が明確であり、移行までの計画がより具体的である地方公共団体を優先に、以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

- ① 新法に則したプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた全体像の具体性・波及性・先進性
- ② 本事業において希望する支援内容の具体性・妥当性
- ③ 本事業における実施の体制
- ④ 事業実施における工夫の有無及びその内容

(3) 選考結果

最終選考結果は、令和5年7月中旬をめぐりに電子メールにて連絡します。

また、採択された事業については、提案者名、事業概要などの公表を予定しています。

7. 応募方法

(1) 応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式（電子媒体）を以下の提出先まで電子メールにて送付してください。また、電子メールの送信にあたっては、提案者名、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載の上、件名を「【提出】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業申請書類」として、申請書提出先まで送信してください。

なお、提出先への郵送、ファクシミリのみでの応募は受け付けません。

(2) 申請書提出先

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

住所：東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

E-mail:r5_plastic_recycle@tohmatu.co.jp

(3) 申請書受付期間

令和5年7月3日(月) 17時(必着)

(4) 公募に関する質問

提案者名、質問内容、担当者名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載の上、件名を「【質問】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」として、以下の提出先まで、電子メールにて提出してください。質問への回答は、提出者へ電子メールにより行います。

質問提出先

E-mail:r5_plastic_recycle@tohmatu.co.jp

質問受付期間

令和5年6月26日(月) 17時(必着)

(質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付します。)

(5) スケジュール(再掲)

公募に関わる全体のスケジュールは下記のとおりです。

公募開始 : 令和5年6月2日(金)

質問受付 : 令和5年6月26日(月) 17時(必着)

(質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付)

応募書類提出 : 令和5年7月3日(月) 17時(必着)

ヒアリング : 必要に応じて別途連絡

結果通知 : 令和5年7月下旬頃

8. 注意事項

(1) 提案者

複数の市区町村が連携して申請する場合は、そのうち、全体の取りまとめを行う者として1つの地方公共団体が代表して行うこととします。

※製造事業者等と連携して申請する場合においても提案者は地方公共団体とすること

(2) 廃棄物処理法上の取扱いについて

本事業において、分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の処理を行う場合は、当該処理が廃棄物を使用した試験研究に該当するかどうかを勘案の上、事前に廃棄物処理法上の支障が生じないよう提案者において必要な関係者との調整を行っておくこととなります。

(廃棄物の試験研究への使用については、平成18年3月31日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知(環廃産発060331001号)を参照すること)

(3) 採択された場合の留意点

採択された事業の提案者は、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなります。また、事業期間中において、環境省担当官及び事務局等関係者が、事前にご相談の上、事業実施場所に訪問し、現地確認及びヒアリングを行うことがありますので、あらかじめ、ご了承ください。

(4) 成果の公表・発表

本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で提案者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合があります。あわせて、本事業の概要及び成果、報告書については環境省で公表することになります。

また、本事業の実施結果については、提案者において公表を行う場合には、内容について事前に事務局に確認する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に事務局に確認する必要があります。

(5) 免責事項

- ① 本事業の事務局は「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」が実施する。
- ② 本事業に関わる全ての組織及びその役員等は暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。

(別添)

プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業評価基準表

評価項目	評価基準	配点	
①新法に則したプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた全体像の具体性・波及性・先進性			
具体性	プラスチック資源循環法を踏まえた新たな分別収集・再商品化の取組について、提案者は課題を特定し、将来像を想定した上での本支援事業の結果を踏まえた導入スケジュールが具体的かつ実現可能な内容で提案されているか。	15	55
波及性	特定されている課題が、プラスチック資源循環法を踏まえた新たな分別収集・再商品化の取組を目指す他の市区町村や地方公共団体にも共通する課題であり、その解決方法が他の市区町村や地方公共団体の課題解決に繋がる内容か。	20	
先進性	特定されている課題に対して、その解決方法が過年度のモデル形成支援事業の内容とは異なるものであり、かつ先進性を有しており、より大きな効果が期待されるものか。	20	
②支援事業において希望する支援内容の具体性・妥当性			
具体性	申請している支援内容が、特定されている課題の解決に資する内容で、具体的かつ支援期間内での実施が可能なものとして提案されているか。	10	20
妥当性	提案者が想定する将来像を達成するために、適切な支援内容が提案されているか。	10	
③支援事業における実施の体制			
実施体制	支援事業実施にあたり、提案者及び再商品化事業者その他必要な関係者を含め、実現可能な体制となっているか。また、提案者自身の主体的な役割を含め、実施主体間での役割分担、責任分担が明確であるか。	20	20
④支援事業実施における工夫の有無及びその内容			
支援事業実施における工夫	支援事業実施にあたり、関係者や地域住民の受け入れやすさ、参加しやすさなどについて、円滑な実施に向けた工夫がなされているか。	5	5
合計		100	100